

講演会報告要旨（2005 年 11 月 30 日）

経営所得安定対策等大綱について

（農林水産大臣官房参事官）佐々木 康雄

17 年 10 月末に「経営所得安定対策等大綱」が取りまとめられた。その中身について、まず生産現場の方々に知ってもらう必要があることから、現在、ブロック、県レベルでの説明会を開催し、説明を行うとともに意見交換を行ってきているところである。

今回決定した大綱では、品目横断的経営安定対策、米の生産調整支援策の見直し、農地・水・環境保全向上対策という 3 つのジャンルの政策の大枠や詳細な内容について決定している。

まず、品目横断的経営安定対策については、対象者となる「担い手」の具体的な要件として、認定農業者（北海道 10ha、都府県 4ha 以上）および一定の条件を備える集落営農（20ha 以上）経営規模要件の特例（中山間地域等物理的制約に応じた特例、転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織に対する特例、複合経営等に対する所得に応じた特例）が決定された。また、対策の仕組みに関しては、諸外国との生産条件格差是正対策においては、具体的な支援水準の算出方法等が、収入の変動による影響緩和対策については、影響緩和の方法、必要な資金の造成の方法等が、それぞれ決定された。今般の決定を受けて、対象となる担い手の育成・確保に関し、行政・関係団体が一丸となって取り組んでいるところである。

米政策に関しては、品目横断的経営安定対策の導入により収入変動の影響緩和対策が措置されることに伴い、現在米政策の中で実施している同様の機能を持つ対策の整理の方向も併せて示す必要があることから、いわば品目横断的経営安定対策と「表裏一体の関係」にある米の生産調整支援策の見直しの方向についても併せて決定している。具体的には、品目横断的政策の導入、新たな需給調整システムへの移行に併せて、19 年産から、担い手経営安定対策の品目横断的政策への移行、

稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能を当面の措置として、産地づくり対策と一本化、産地づくり対策について所要の見直し等である。

また、品目横断的経営安定対策などの産業政策的観点からの対策と「車の両輪の関係」にある地域振興対策の観点から新たに構築していこうとしている農地・水・環境保全向上対策についても大枠を決定している。具体的には、19 年度から、「農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織」を対象に、農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るための効果の高い共同活動を支援する対策、および地域で相当程度のまとまりを持って、化学肥料や農薬の使用を原則 5 割以上低減する先進的な取組を支援する対策を一体的に推進することとしている。

今後は、年明けの 18 年通常国会に関係する制度改正案を提出して早期の成立を期し、その後、18 年夏以降の 19 年度予算編成過程において、それぞれの政策転換に必要な所要の予算を確保し、19 年産から実施というスケジュールになっている。

（文責 吉田行郷）